

市報第3号 横浜市国民健康保険条例の一部改正についての専決処分報告

1 専決処分の理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月22日に公布され、同年4月1日から施行されました。

この改正に伴い、横浜市国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じましたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により市長において専決処分を行いました。

つきましては、同条第3項の規定によりご報告し、承認を求めるものです。

2 条例の一部改正の概要

国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課総額に、病床転換支援金及び病床転換助成関係事務費拠出金（以下「病床転換支援金等」とします。）の納付に要する費用の額を算入するための規定を整備します。【条例付則第19項】

○病床転換助成事業（都道府県が実施）

都道府県における医療費適正化を推進するため、各都道府県の事業として、区域内にある保険医療機関が療養病床を介護保険施設等に転換する際に要する費用を助成する事業。

（費用負担割合 国：都道府県：保険者＝10：5：12）

○病床転換支援金等（保険者が負担）

高齢者の医療の確保に関する法律において、都道府県が病床転換助成事業を実施するために、これに要する費用等に充てるため保険者は病床転換支援金等を納付することとされています。

この納付義務を負う国保の保険者は、後期高齢者支援金等賦課総額に病床転換支援金等を算入するという取扱いを、病床転換助成事業の実施期限である平成30年3月31日まで行うこととなっていました。

今回の政令改正により、病床転換助成事業の実施が平成36年3月31日まで6年間延長されたことに伴い、当該取扱いも同期間延長されることとなりました。

3 公布及び施行日

(1) 公布日

平成30年3月30日

(2) 施行日

平成30年4月1日

横浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第35号）新旧対照表

現行	改正後
○横浜市国民健康保険条例	○横浜市国民健康保険条例
<p>付 則 （第 1 項から第18項まで省略）</p>	<p>付 則 （第 1 項から第18項まで省略）</p> <p><u>（平成30年度から平成35年度までの各年度における後期高齢者支援金等賦課総額等の特例）</u></p> <p><u>19 平成30年度から平成35年度までの各年度における第12条の2、付則第3項の規定により読み替えて適用される第13条及び付則第10項の規定により読み替えて適用される第16条の2の規定の適用については、第12条の2第1項第1号中「第29条の7第1項第1号」とあるのは「附則第5条第2項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第1号」と、同項第2号中「第29条の7第1項第2号」とあるのは「附則第5条第2項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第2号」と、同項第3号中「第29条の7第1項第3号」とあるのは「附則第5条第2項の規定により読み替えられた同令第29条の7第1項第3号」と、付則第3項の規定により読み替えて適用される第13条各号列記以外の部分中「付則第3項」及び「同項」とあるのは「付則第19項の規定により読み替えられた、付則第3項」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第1号イ中「第69条」とあるのは「附則第22条の規定により読み替えられた法第69条」と、「及び介護納付金」とあるのは「及び病床転換支援金等（法附則第22条の規定により読み替えられた法第69条に規定する病床転換支援金等をいう。以下同じ。）並びに介護納付金」と、「同条」とあるのは「法附則第22条の規定により読み替えられた法第69条」と、同項の規定により読み替えて適用される同号エ中「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第2号ア中「後期高齢者支援金等及び」とあるのは「後期</u></p>

高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに」と、同項の規定により読み替えて適用される同号イ中「第70条第1項」とあるのは「附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項」と、付則第10項の規定により読み替えて適用される第16条の2各号列記以外の部分中「付則第10項」とあるのは「付則第19項の規定により読み替えられた、付則第10項」と、同項の規定により読み替えて適用される同条第1号中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。